

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第34号

大和市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防団員の服制等に関する規則（昭和41年大和市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1制帽の項の次に次のように加える。

女性制帽	地質	暗い濃紺の毛織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
	き章	銀色金属製消防団き章をモール製銀色桜で包む。 台地は、暗い濃紺とする。 形状及び寸法は、第2図のとおりとする。
	製式	円形つば型とし、帽のまわりに暗い濃紺又はその類似色のリボンを巻くものとする。 形状は、第2図のとおりとする。

別表第1夏帽、周章の項中「同様とする。」の次に次のただし書を加える。

ただし、平しま織金線色は付けない。

別表第1夏帽の項の次に次のように加える。

女性夏帽	地質	女性制帽と同様とする。ただし、台地は濃紺とする。
	き章	女性制帽と同様とする。
	製式	女性制帽と同様とする。

別表第1略帽、製式の項中「第2図」を「第3図」に改め、同表防火帽の項中「保安帽」を「帽」に改め、「銀色」の次に「又は紺色」を加え、「第3図」を「第4図」に、「第4図の2」を「第6図」に改め、同表防火帽、保安帽の項に次のように加える。

周章	帽の腰周りに、1条から3条までの赤色の反射線を付ける。 寸法は、第6図のとおりとする。
----	--

別表第1保安帽、き章の項中「第2図」を「第4図」に改め、同表保安帽、製式の項中「第4図」を「第5図」に、「第4図の2」を「第6図」に改め、同表保安帽、周章の項中「第2図」を「第6図」に改め、同表制服の項中「第5図」を「第7図」に、「そで章」を「袖章」に、「第6図」を「第9図」に、「第7図」を「第10図」に改め、同項の次に次のように加える。

女性制服	上衣	地質		女性制帽と同様とする。
		製式	前面	折襟とする。 消防団き章をつけた銀色ボタンを1行に付ける。 形状は、第8図のとおりとする。 打合せを右上前とするほかは、制服と同様とする。
			後面	両側脇線のすそを裂く。 形状は、第8図のとおりとする。
			袖章	表半面に1条ないし3条の銀色しま織線をまとう。 形状及び寸法は、制服と同様とする。
	ベスト	地質		女性制帽と同様とする。
		製式		Vネックの襟なしとする。 消防団き章をつけた銀色ボタンを1行に付け、打合せは右上前とする。 形状は、第8図のとおりとする。
	下衣	地質		女性制帽と同様とする。
		製式		長ズボン又はキュロットスカートとする。 形状は、第8図のとおりとする。

別表第1夏服の項中「及び寸法」を削り、「第8図」を「第11図」に、「そで」を「袖」に、「半そで」を「半袖」に改め、同項の次に次のように加える。

女性夏服	上衣	地質		サックス色の合成繊維とする。
		製式		打合せを右上前とするほかは、夏服と同様とする。
	下衣	地質		女性夏帽と同様とする。
		製式		長ズボン又はキュロットスカートとする。 形状は、第8図のとおりとする。

別表第1活動服(A)の項中「長そで」を「長袖」に、「第9図」を「第12図」に改め、同表活動服(B)、ズボン、製式の項中「形状は、第9図のとおりとする。」を削り、同表防火衣、製式の項中「折襟ラグランそで」を「折襟ラグラン袖」に、「第10図」を「第13図」に改め、同表防寒衣、製式の項中「第11図」を「第14図」に改め、同表ネクタイ(A)、製式の項中「第12図」を「第15図」に改め、同表雨衣の項中「折襟ラグランそで」を「折襟ラグラン袖」に、「第13図」を「第16図」に改め、同表バンド(A)の項及びバンド(B)の項中「第14図」を「第17図」に改め、同表階級章、団長の項中「第15図」を「第18図」に改め、同表靴の項中「第16図」を「第19図」に改め、同表手袋の項中「第17図」を「第20図」に改め、第17図を第20図とし、第7図から第16図までを3図ずつ繰り下げ、第6図中「そで章」を「袖章」に改め、同図を第9図とし、第5図を第7図とし、同図の次に次の1図を加える。

第8図

女性制服

上衣

前面



後面



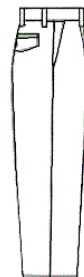
ベスト



キュロットスカート



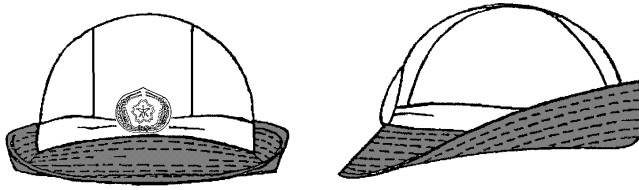
ズボン



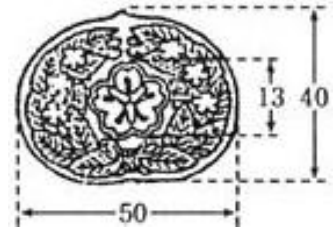
別表第1中第4図の2を第6図とし、第2図から第4図までを1図ずつ繰り下げ、第1図の次に次の1図を加える。

第2図

女性制帽



き章



別表第2正装、冬季用の項中「制帽」の次に「又は女性制帽」を、「制服」の次に「又は女性制服」を加え、同表正装、夏季用の項中「夏帽」の次に「又は女性夏帽」を、「夏服」の次に「又は女性夏服」を加える。

別表第3貸与品名の欄中「制帽」の次に「及び女性制帽」を、「夏帽」の次に「及び女性夏帽」を、「制服」の次に「及び女性制服」を、「夏服」の次に「及び女性夏服」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。